

小学生の音楽 1～6（平成 30～31 年度）

---

# 移行期における音楽科の指導

～鑑賞の指導におけるポイント～

 株式会社 教育芸術社

本社	〒171-0051 東京都豊島区长崎 1-12-15	TEL : 03-3957-1175	FAX : 03-3957-1174 (代表)
中部支社	〒460-0024 名古屋市中区正木 4-8-7 れんが橋ビル 8 F	TEL : 052-678-3151	FAX : 052-678-3153
関西支社	〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央 1-14-17-601	TEL : 06-6943-7245	FAX : 06-6920-2170
西部支社	〒751-0808 下関市一の宮本町 2-7-14	TEL : 083-256-4747	FAX : 083-256-1010

平成 30 年 12 月発行

## 目次

移行期の指導に当たって	3
<b>1 音楽科の改訂の趣旨及び要点と「鑑賞」</b>	<b>4</b>
1 音楽科の改訂の基本的な考え方と「鑑賞」	4
2 音楽科に求められる資質・能力と「鑑賞」	5
<b>2 「鑑賞」で育成する資質・能力</b>	<b>8</b>
1 「鑑賞」における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力	10
2 「鑑賞」における「知識」に関する資質・能力	11
〈低学年の事例〉	12
〈中学年の事例〉	14
〈高学年の事例〉	16
<b>3 主体的・対話的で深い学びと「鑑賞」</b>	<b>18</b>
第5学年「待ちぼうけ」の事例	18
<b>4 移行期に取り組んでおきたい「鑑賞」指導</b>	<b>20</b>
1 言語活動と「鑑賞」	20
2 新設された「指導計画の作成と内容の取扱い」と「鑑賞」	21
● 1 指導計画作成上の配慮事項	21
● 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項	22

# 移行期の指導に当たって

## 1 新学習指導要領の全部又は一部を実施できる

平成29年3月31日に新学習指導要領が告示された。そして、平成30年2月には「小学校学習指導要領解説（音楽編）」（文部科学省／東洋館出版社 発行）が刊行され、現行から新学習指導要領への移行の準備が整った。

平成30・31年度は移行期に当たり、音楽科の指導に当たっては、

現行小学校学習指導要領 第2章 第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領 第2章 第6節の規定によることができる。

（文部科学省告示第九十三号）

としている。

したがって、移行期1年目に当たる平成30年度は、新学習指導要領の基本方針や趣旨を踏まえた授業改善を計画的、段階的に進めていくことにより、新学習指導要領によって授業内容を考えていくことが重要である。特に音楽科においては、指導する内容については現行学習指導要領からの変更がほぼなく、学年度の学習すべき内容に支障を来さないため、容易に移行が可能であるといえる。

しかし、これまでの授業をそのまま続ければよいというわけではない。今を生き、これからの社会を担っている児童の学びは今のままでよいのか、自らの授業について振り返りながら指導の改善を図る必要がある。その際、現在の教科書を使いながら、どのように扱ったらよいのかを考え、授業を進めていかなければならない。

そこで、本資料では、「鑑賞」について、新学習指導要領の内容を踏まえてどのように授業改善を進めていくのかを具体的に記していきたい。

## 2 学習評価は現行の観点で進める

移行期における学習評価については、新学習指導要領の内容で指導をしても、現行の評価規準の観点をを用いることに留意する必要がある。ただし、新学習指導要領が完全実施となる平成32年度には「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点で評価する方向で検討が進んでいる。その点も視野に入れておくことが大切である。

現行における鑑賞領域の評価は、「音楽への関心・意欲・態度」、「鑑賞の能力」の2つの観点で行っている。そのため、移行期においてもこの2つの観点で学習評価を進めるが、「音楽への関心・意欲・態度」は「主体的に学習に取り組む態度」につながり、「鑑賞の能力」は「思考・判断・表現」及び「知識・技能」のうち「知識」につながることを捉え、新学習指導要領で示された資質・能力の「三つの柱」で児童の学習状況を捉えていくことも進めていきたい。学習評価について現時点では具体的に示されていないが、「目標に準拠した評価」であるという大前提を踏まえ、「三つの柱」に基づいて目標をしっかりと立てることが、次の学習評価につながると考えることが重要である。

## 1 音楽科の改訂の基本的な考え方と「鑑賞」

音楽科における中央教育審議会答申に示された成果と課題を踏まえた改訂の基本的な考え方は、次の3点である。

- ・ 音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- ・ 音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働きについての意識を深める学習の充実を図る。
- ・ 我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図る。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説「音楽編」（以下「解説」）p.6

この3点を踏まえ、「鑑賞」の学習はどのようにあるべきかを考えてみたい。

音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽を聴く鑑賞活動

鑑賞の学習は、「曲想と音楽の構造との関わりなどについて理解しながら、曲や演奏のよさなどを見だし、曲を全体にわたって味わって聴くもの」である。

音楽を聴きながら「この曲は楽しい感じがするけれど、どうしてそう感じるのだろうか」「この曲のここがすてきだなあ。どうしてそう感じるのだろうか」というように、児童が音楽と向き合う際には、「音楽に対する感性を働かせ」ることが不可欠である。

また、同じ曲を聴いても自分と友達の違い取り方に違いがあることに気付き、それを受容し、それによって自分の音楽の捉え方が深まるといった鑑賞の学習を進めることは、「他者と協働しながら、音楽を聴いてそのよさなどを見出す」学習の意義でもあり、なぜ学校で音楽を鑑賞する学習があるのかという本質的な問いに迫ることができるといえる。

音や音楽と自分との関わりを築き、生活や社会の中の音や音楽の働きについて意識を深める鑑賞活動

これまでの音楽の授業では、全ての学年において「音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる」ことをねらってきた。新学習指導要領でもその点は同様であるが、さらに、それらの音や音楽が自分にとってどのような意味があるのか、音楽が生活や社会の中でどのように生かされているかといった、音や音楽の働きに気付き、音楽文化を継承、発展、創造していこうとする態度の素地を育てる学習が求められているのである。

音や音楽に向き合い、自分から聴くことなしには始まらない鑑賞の活動は、この点においても重要な学習といえる。

また、多くの音楽には、人々の生活や文化などの背景があるということに気付いたり、**著作者がいることに気付いたり**することは、学習した曲を大切にしようとする態度を育てるとともに、音楽文化が大切に引き継がれ、発展、創造していくことについて理解する素地を育成することにもつながっている。

我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができる鑑賞活動

新学習指導要領では、表現領域の楽器の取扱いにおいて、**旋律楽器としての和楽器の扱いが中学年から示されている**。鑑賞領域においては、従前の内容を継承しているが、今まで以上に我が国や郷土の音楽のよさを十分に感じ取る学習を進め、その充実を図ることが重要となってくる。

また、我が国や郷土の音楽は人々の生活や文化と関わって伝承されているという特性を踏まえ、そのよさや面白さを十分に感じ取れるような鑑賞の活動を進めることが求められる。

その音楽が歌われたり演奏されたりしているときの様子が感じ取れるような音源や楽譜の提示、映像資料の扱いなどを工夫することは、我が国や郷土の音楽の鑑賞活動の充実につながると考えられる。

以上のことから、今回の改訂の趣旨を踏まえた授業では、鑑賞の学習をより一層充実させていくことが望まれる。教師はこれまで以上に音楽についての視野を広げ、児童が他者との協働によって、音楽と自分との関わりを深めていけるような鑑賞活動が行えるように授業改善を図ることが大切である。

## 2 音楽科に求められる資質・能力と「鑑賞」

上記の基本的な考え方に基づき、音楽科の教科目標では、音楽科に求められる資質・能力を以下のように規定している。

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

このように音楽科に求められる資質・能力として、(1)に「**知識及び技能**」の習得、(2)に「**思考力、判断力、表現力等**」の育成、(3)に「**学びに向かう力、人間性等**」の涵養に関する目標を示している。

そして、このような音楽科に求められる資質・能力の育成に当たっては、「**表現及び鑑賞の活**

動を通す」こと、「音楽的な見方・考え方を働かせる」ことが前提にあることをしっかり踏まえておくことが重要である。

表現及び鑑賞の  
活動を通して

「表現及び鑑賞の活動を通して」とは、多様な音楽活動を幅広く体験することの大切さを示しており、音楽学習の前提ともいえる。

しかし、鑑賞領域の指導において、次のようなことはないだろうか。

——音楽のよさや面白さ、美しさを感じ取るために、教材曲の一部を取り上げて、反復や変化の様子といった音楽の構造を捉えられるように、丁寧に指導することができている。児童が聴き取ったことと感じ取ったことを整理して示したり、感じ取ったことを互いに発表し合ったりする活動も多く取り入れられている。しかし、その一方で、その時間内に児童がじっくりと音楽を聴く時間、音楽に聴き浸る時間が十分に取れなかった。——

知識を深めたり、互いの音楽の感じ取り方を交流したりすることは大切な活動であるが、鑑賞の活動においては「音楽を聴く活動」を十分保証するとともに、それが音楽科における様々な活動の前提になっていることを今一度確かめたい。

鑑賞活動における  
「音楽的な見方・考  
え方」の働き方

「音楽的な見方・考え方」について「解説」p.10では、「『音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること』であると考えられる。」と示されている。

児童が音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取ることを支えとして、自ら音や音楽を捉えていくとき、児童の音楽に対する感性が働く。「音楽に対する感性を働かせ」ることによって、鑑賞の学習が成立し、このような学習を積み重ねることで、児童一人一人の感性がより一層育成されていくことになる。音楽のよさや面白さ、美しさを感じ取る心の働きがなければ、鑑賞活動と向き合うことはできないのである。

「音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え」とは、音や音楽を捉える視点のことである。鳴り響く音や音楽は、音楽がどのように形づくられているか、また、音楽をどのように感じるかを明らかにしていく過程で捉えることができる。そのためには、音楽を形づくっている要素を聴き取ることと、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取ることの両者の関わりについて考えることが大切である。

例えば、ビゼー作曲「アルルの女」第2組曲の「ファランドール」

を聴いて、「堂々と行進する感じから、軽やかに踊っている感じに変わったのは、たくさんの楽器が同じ旋律を演奏していたのに、テンポが変わって、フルートが旋律を演奏するようになったから」といったことに気付く児童の姿は、左記の**両者の関わり**について考えているからこそみられることである。

また、エルガー作曲「威風堂々 第1番」について、イギリスで毎年開かれる音楽イベント「プロムス」での演奏場面を視聴した児童が、その音楽を楽しむ聴衆の姿と音楽を重ね合わせて捉え、さらには有名な旋律部分に英語の歌詞が付けられ、第2の国歌のように親しまれていることを知り、「この曲は広く愛されているんだな」と感じ取ることがある。これは、音楽が人々の生活や文化と大きく関わっていることを鑑賞の活動を通して考えている姿だといえよう。

このように、音や音楽は「**自己のイメージや感情**」、「**生活や文化**」などとの関わりにおいて、意味あるものとして存在していることを念頭に鑑賞活動の内容を考えていくことが重要になってくる。

「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力」を育成する鑑賞活動

新学習指導要領では、音楽科で育成する資質・能力を「**生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力**」と規定している。

児童の生活や社会には様々な音や音楽が存在し、人々の生活に関わっている。だからこそ、それらの音や音楽との関わりを児童自らが築き、生活を豊かにしていく資質・能力を育成することが、音楽科の重要な役割なのである。身の回りの音や音楽に目を向け、それらの働きに気付いたり、生活や社会にある音や音楽を文化として捉え、継承し、発展、創造したりしていこうとする態度を育成することこそ、音楽を教科として学ぶ意義といえよう。

音楽は一人で聴いて楽しむことができるものである。そして、多くの場合、自分の好みの音楽を日常的に楽しんで聴いているであろう。そのような状況にあって、小学校の音楽の授業で鑑賞する意義とは何だろうか。その意義を捉え直し、児童の音楽との関わりや音楽観を広げることが音楽を教える教師に求められていると考えられる。

音楽を聴くという行為は受動的なものではなく、能動的で創造的なものである。これらのことを踏まえて鑑賞の指導を進めていくうえでも、教師は音楽の授業において、実際の音楽作品を提示したり、作曲家の工夫を紹介したり、その音楽の背景にふれたりすることなどが必要になってくる。

まずは、教師自身が社会にある音楽と自己との関連を意識し、様々な音楽にふれていくことが大切である。

## 2 「鑑賞」で育成する資質・能力

新学習指導要領（以下、「新要領」）では、「B 鑑賞」の内容を、「ア 思考力、判断力、表現力等」「イ 知識」に関する資質・能力として示している。

「鑑賞」については、

鑑賞の活動は、曲想と音楽の構造との関わりなどについて理解しながら、曲や演奏のよさなどを見だし、曲を全体にわたって味わって聴くものである。 「解説」 p.24

と示し、指導すべき内容を各学年で次のように構成している。

		第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
		(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。		
B 鑑賞	思考力、 判断力、 表現力等	ア 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏の楽しさを見だし、曲全体を味わって聴くこと。	ア 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くこと。	
	知識	イ 曲想と音楽の構造との関わりについて気付くこと。	イ 曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて気付くこと。	イ 曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて理解すること。

現行学習指導要領（以下、「現行」）では、

### アの事項に

- 〔第1学年及び第2学年〕 楽曲の気分を感じ取って聴くこと。
- 〔第3学年及び第4学年〕 曲想とその変化を感じ取って聴くこと。
- 〔第5学年及び第6学年〕 曲想とその変化などの特徴を感じ取って聴くこと。

### イの事項に

- 〔第1学年及び第2学年〕 音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取って聴くこと。
- 〔第3学年及び第4学年〕 音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取り、楽曲の構造に気を付けて聴くこと。
- 〔第5学年及び第6学年〕 音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取り、楽曲の構造を理解して聴くこと。

### ウの事項に

- 〔第1学年及び第2学年〕 楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲や演奏の楽しさに気付くこと。
- 〔第3学年及び第4学年〕 楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲の特徴や演奏のよさに気付くこと。
- 〔第5学年及び第6学年〕 楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲の特徴や演奏のよさを理解すること。

と示されている。

つまり、「現行」では

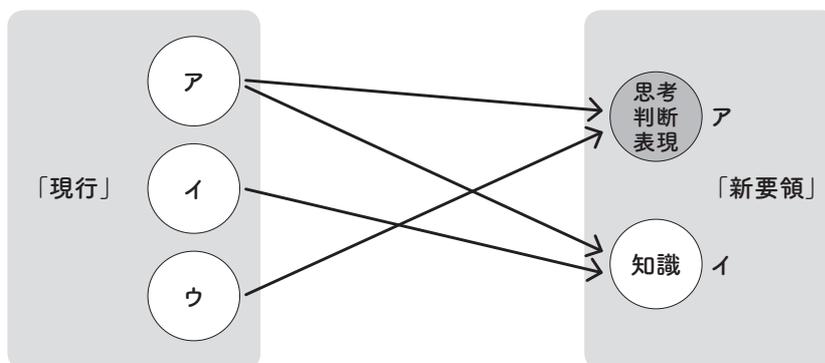
- ア 楽曲を全体にわたり感じ取ること
- イ 楽曲の構造を理解して聴くこと
- ウ 楽曲の特徴や演奏のよさを理解すること

が、内容として示されていたことになる。

改訂された「新要領」では、「現行」の3つの指導事項から2つの指導事項になった。

これは、「新要領」では、「ア 思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、「イ 知識」に関する資質・能力の2点で「現行」の内容が整理されたものであり、指導内容が大きく変更になったり、削減されたりしたわけではないことに留意したい。

また、「新要領」のアは、「現行」でア、ウと示した2つの内容を、「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力に対応する内容として一体的に示したものであり、「新要領」のイは、「現行」アの内容なども含みつつ、「現行」イの内容を、「知識」に関する資質・能力に対応する内容として示したものであることが分かる。



さらに、「新要領」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」2(7)に示されている鑑賞に関する配慮事項も確認してみたい。

- (7) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、言葉などで表す活動を取り入れ、曲想と音楽の構造との関わりについて気付いたり理解したり、曲や演奏の楽しさやよさなどを見いだしたりすることができるよう指導を工夫すること。

「新要領」の鑑賞の指導事項が2つになったことだけを見てしまい、「現行」の指導事項ウがなくなったように捉えがちだが、「言葉で表すなど」の活動は「新要領」でもしっかり引き継がれていることが分かる。

「新要領」においても、鑑賞の活動は、「音楽を全体にわたって味わって聴く」ことを目指している。そのために、曲の特徴を手がかりとしながら、全体がどのようになっているのかを見通して聴くとともに、児童が思考し判断しながら、自分にとっての曲や演奏のよさなどを見いだすことが大切である。

また、これまで分けて示されていた**曲想**と**音楽の構造**の2つを相互に関連させることによって、鑑賞の学習を深めていくことも求められている。これらのことから、今までの鑑賞の学習の方向性が変わったわけではなく、「新要領」では「現行」の趣旨を踏まえ、鑑賞の学習がより充実するように図られていることが分かる。

## 1 「鑑賞」における「思考力, 判断力, 表現力等」に関する資質・能力

「鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くこと」が、「鑑賞」における「思考力, 判断力, 表現力等」に関する資質・能力として、「新要領」では**指導事項のア**に示されている。

**低学年**：鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏の楽しさを見だし、曲全体を味わって聴くこと。

**中学年**：鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くこと。

**高学年**：鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くこと。

以下に、「解説」に示されている内容を学年ごとにまとめた。

	第1学年及び第2学年 （「解説」P.50）	第3学年及び第4学年 （「解説」P.79）	第5学年及び第6学年 （「解説」P.108）
知識を得たり生かしたり	曲や演奏のよさや楽しさなどを見だし、曲全体を味わって聴くためには、その過程で <b>新たな知識を習得すること</b> と、 <b>これまでに習得した知識を活用すること</b> の両方が必要となることを意味している。 ※知識を習得してからその楽しさやよさなどを見だすといった、一方向のみの指導にならないようにする必要がある。		
曲や演奏の楽しさ（低）、よさ（中・高）を見だし、	音楽的な理由に触れながら、曲の楽しさや、異なった演奏形態や演奏者などによる演奏の楽しさについて考えをもつこと。	音楽的な理由を伴って、曲がもつよさや、様々な演奏形態や演奏者などによる演奏のよさなどについて考えをもつこと。	音楽的な根拠に基づいて、曲がもつよさや、様々な演奏形態や演奏者などによる演奏のよさなどについて考えをもつこと。
曲全体を味わって聴く	曲や演奏の楽しさについて考えをもち、曲全体を聴き深めること。	曲や演奏のよさなどについて考えをもち、曲全体を聴き深めること。	

「曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴く」というアの事項の指導では、「知識を得たり生かしたりしながら」曲の雰囲気や表情等とその移り変わりを感じ取って聴いたり、音楽全体がどのように形づくられているのかを捉えて聴いたりすることの両方が必要となるため、**指導事項のイ**との関連を図ることが重要となる。

## 2 「鑑賞」における「知識」に関する資質・能力

「曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて理解すること」が、「鑑賞」における「知識」に関する資質・能力として、「新要領」では**指導事項**のイに示されている。

**低学年**：曲想と音楽の構造との関わりについて気付くこと。

**中学年**：曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて気付くこと。

**高学年**：曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて理解すること。

指導事項イの「知識」を得たり生かしたりしながら、指導事項アが深く身に付いていくと考えられるため、指導事項イで**気付いたり、理解したりしたことが、曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くこと**とつながるように、**指導事項のイとアの関連を図ることが重要**である。

「曲想」と  
「音楽の構造」とは  
〔解説〕 P.51

「**曲想**」とは、その音楽に固有の雰囲気や表情、味わいのことである。この曲想は、音楽の構造によって生み出されるものであり、「**音楽の構造**」とは、音楽を形づくっている要素の表れ方や、音楽を特徴付けている要素と音楽の仕組みとの関わり合いである。

低学年の例  
〔解説〕 P.51

「**曲想と音楽の構造との関わりについて気付く**」とは、例えば、「楽しく感じるのは、カッコカッコと同じリズムを繰り返して打っているのに、時々リズムが変わったり、途中からチリリリーンという音が入ったりするから」といったことに気付くことである。

中学年の例  
〔解説〕 P.80

「**曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて気付く**」とは、例えば、「堂々として進む感じから、軽やかに踊っている感じに変わったのは、低い音の弦楽器の旋律と、高い音のフルートの旋律が交替で出てきたり、重なったりしているから」といったことに気付くことである。

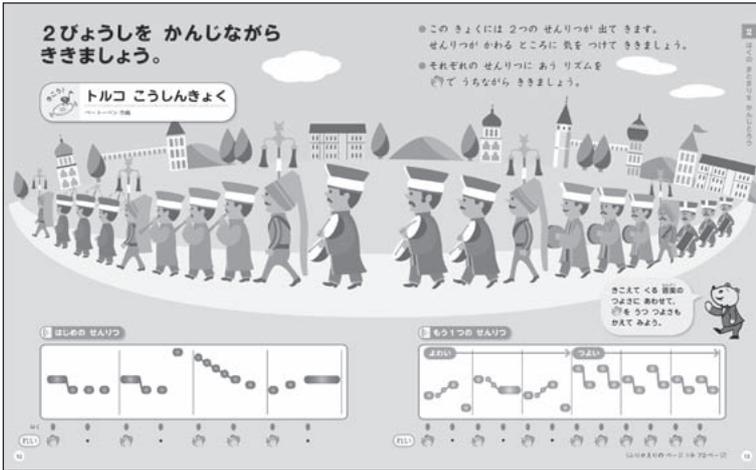
高学年の例  
〔解説〕 P.109

「**曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて理解する**」とは、例えば、「ゆったりとしておだやかな感じから、動きのあるにぎやかな感じに変わったのは、尺八が旋律で箏そうが伴奏をしているような音楽が、真ん中では箏と尺八とが呼びかけてこたえているような音楽になっているから」といったことを理解することである。

指導事項イの「**気付き**」「**理解**」とは、「この音はオーボエの音色である」「旋律が反復されている」「この曲は航路で旅した瀬戸内海をイメージしてつくった」といった音楽的事実や背景を覚えることではなく、**曲の雰囲気や表情、味わい及びその変化と、音楽の構造との関わり合い**を捉えることである。また、この「**気付き**」「**理解**」は、音楽を聴く活動を伴っていることが重要であり、特に、鑑賞の活動においては、音楽の特徴を実感しながら理解を深めることに留意する必要がある。

# 〈低学年の事例〉

## 第2学年 題材2「はくの まとまりを かんじとろう」



### ● 「トルコ こうしんきょく」 p.12

本題材は、2拍子や3拍子の拍のまとまりの違いや特徴を、表現や鑑賞の学習を通して感じ取ることをねらっており、本教材は、2拍子の音楽の曲想を味わって聴くことを学習目標としている。

「新要領」で捉えると、下記の「鑑賞」の指導事項について学ぶ教材と位置付けられる。

思考力、判断力、表現力等

ア 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏の楽しさを見だし、曲全体を味わって聴くこと。

例



音がだんだん大きくなると、行進している人たちが近づいてきているみたいで、面白いね。

音楽の強さに合わせて、手拍子を打つ強さを変えながら聴いたら、急に強くなったり弱くなったりするのが分かって楽しかったです。

みんなも、音の強さに気を付けて、もう一度聴いてみましょう。



教師の発問例

知識

イ 曲想と音楽の構造との関わりについて気付くこと。

例

曲想



パレードみたいに、楽器を演奏しながら歩いている感じがする。



遠くから、こっちに向かって歩いてきているみたい。



そう感じたのは、どうしてかな？

教師の発問例

音楽の構造

- ・ 2拍子の拍のまとまりやリズム
- ・ 2つの旋律  
（「はじめのせんりつ」と「もう1つのせんりつ」）
- ・ 強弱の変化  
などの表れ方や関わり合い



音がだんだん大きくなってきたよ。

〔共通事項〕を支えにして、児童が感じ取った曲想を基にしながら、それを生み出している音楽の構造に目を向けるようにする。

### 活動 1 2拍子の音楽のよさを感じ取る。

- 音楽に合わせて手拍子を打ったり、足踏みや行進など体を動かしたりしながら聴き、曲全体の雰囲気を感じ取る。

#### Point

曲想を感じ取って手拍子をしたり体を動かしたりしている児童の様子を見て、特徴的な児童の動きをみんなに紹介し、それをまねる活動をする。そして、「どうしてそのような動きをしたのか」を考える。その際、**音楽を形づくっている要素とその体の動きを結び付けて考える**ことで、曲想と音楽の構造との関わりに気付くことにつながる。

### 活動 2 2つの旋律の特徴や、それが交互に繰り返される面白さを楽しんで聴く。

- 図形楽譜を指でたどったり、口ずさんだりしながら「はじめのせんりつ」の部分聴く。
- 同様に「もう1つのせんりつ」の部分聴く。
- 曲全体を聴いて、「はじめのせんりつ」と「もう1つのせんりつ」について気付いたことを隣の友達と交流する。

2つの旋律には、どんな違いがありましたか？



#### Point

曲全体を味わって聴く学習（指導事項ア）と、音楽がどのように形づくられているのかを捉えて聴く学習（指導事項イ）の関連を図ることが大切である。ここでは、2つの旋律について、リズムや強弱などの音楽を形づくっている要素との関わりについて気付くようにしたい。その際、旋律の特徴を感じ取りやすくするため、「**タァヤッタッタ タァヤッタッタ**」など、オノマトペで口ずさむ活動などが考えられる。

タァヤッタッタ タァヤッタッタ  
ヤヤヤヤヤッチャ ヤヤヤ



### 活動 3 強弱の変化が生み出す曲や演奏の楽しさを味わって聴く。

- 指揮者になりきり、「はじめのせんりつ」と「もう1つのせんりつ」の強弱の変化を感じ取って指揮のまねをしながら音楽を聴く。
- 指揮のまねをしながら曲全体を味わって聴く。

#### Point

クラスを2つに分け、「はじめのせんりつ」「もう1つのせんりつ」をそれぞれのグループが担当して、指揮のまねをしながら聴く活動が考えられる。互いの指揮の様子を見合い、気が付いたことを伝え合うこと（**対話的な学び**）で、鑑賞の学びが深まる。その際、教師が音楽を形づくっている要素との関連を適宜助言することで、曲想と音楽の構造との関わりに気付いていけるようにしたい。

また、グループを交代したり、曲全体を聴きながら自分のグループのときだけ指揮をしたりするなどの活動をする際には、演奏の部分的な楽しさを見いだすことに留まることなく、音楽の流れを感じながら聴くように留意することが、曲全体を味わって聴くことにつながる。



**活動 1 「白鳥」の主な旋律の特徴を感じ取りながら、チェロの演奏を聴く。**

- 音の高さに着目し、音の高さを手がかりに手の動きで表しながら聴いて、主な旋律のなめらかな音の動きに気付く。

**Point**

ペアで向かい合って「白鳥」の主な旋律を聴きながら、互いの手の動きを見て、「どうしてそのような動きをしたのか」を伝え合ったり、相手の手の動きをまねたりすることで、曲想と音楽の構造との関わりに気付くことができるようにする。(体を動かさず活動と対話的な学びの視点)

**活動 2 「美しきロスマリン」の主な旋律の軽やかな特徴を感じ取りながら、バイオリンの演奏を聴く。**

- 音の高さに着目し、音の高さを手がかりに手の動きで表しながら聴いて、主な旋律の軽やかな動きに気付く。

**Point**

「白鳥」の主な旋律を手の動きで表したときと、「美しきロスマリン」の主な旋律を手の動きで表したときに感じたことと、「白鳥」や「美しきロスマリン」の旋律の音の動きの特徴の関係を考えることで、曲想と音楽の構造との関わりに気付くことができるようにする。

**活動 3 「白鳥」と「美しきロスマリン」の曲のよさや、演奏のよさに気を付けて聴く。**

- それぞれの曲について、全曲を通して聴き、感じ取ったことや気付いたことをまとめて、それらの関わりについて考える。

ワークシート例	曲想 曲の感じ	音楽の構造 曲の感じを生み出している とくちょう	きくときのポイント
白鳥			せんりつの音の 上がり下がり リズム 強さ 速さ
美しき ロスマリン			

- 上記でまとめた考えをクラスで（グループごとに）交流し、それを基にして、それぞれの曲や楽器の演奏のよさを見だしながら、曲全体を通して聴く。

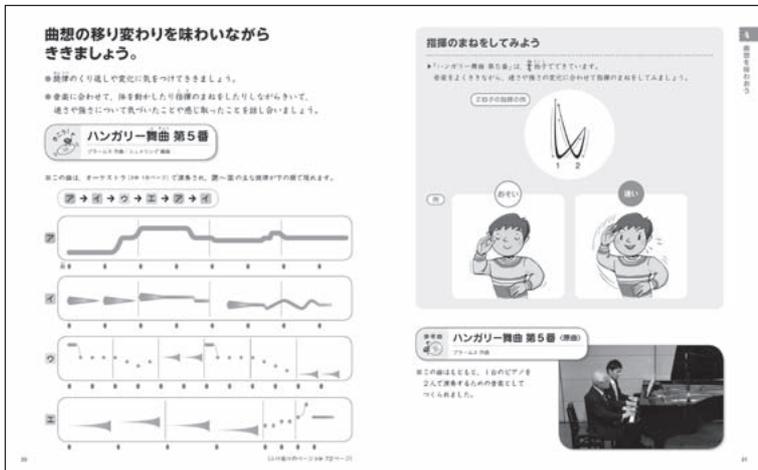
白鳥がゆっくりとすべるように泳いでいる様子を思い浮かべることができるのは、バイオリンよりもチェロの音色が合っているのだと思いました。ゆったりとしていて、私はとても好きです。



**Point**

上記では、児童が感じ取った曲想及びその変化を基にして、それらを生み出している音楽の構造に目を向けるようにするために、旋律の動きを手の動きで表すといった可視化活動を例示した。その際には、手がかりにした音楽を形づくっている要素だけでなく、他の要素との関わりに気づくようにしたい。例えば、「白鳥」の主な旋律について、音の高さを手がかりに手の動きで表したときには、旋律のなめらかさやフレーズなども手の動きに表れていることに気付くようにすることが大切である。

## 第6学年 題材4「曲想を味わおう」



### ● 「ハンガリー舞曲 第5番」 p.30

本教材は、曲想の移り変わりを味わいながら聴くことを学習目標としている。

「新要領」で捉えると、下記の「鑑賞」の指導事項について学ぶ教材と位置付けられる。

#### 思考力、判断力、表現力等

ア 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くこと。

例



いろいろな旋律が出てきたり、速さや強さが急に変わったりして、最後まで聴いてみたいと思う曲です。曲の途中で、また最初の旋律が出てくるときは、ワクワクします。



同じ曲なのに、オーケストラと、ピアノの連弾とでは、曲の感じがすごく違って面白いです。いろいろな演奏を聴いてみたいです。

速さや強さなどの音楽に関する言葉で紹介すると、みんなで聴き直すときにも、聴くポイントが分かりやすいですね。



#### 知識

イ 曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて理解すること。

例

#### 曲想 その変化



曲の速さがだんだん速くなったり遅くなったりするので、聴いていてドキドキします。



教師の発問例

ドキドキする理由は、曲の速さが変化すること以外にもありますか？ほかの人はどう感じますか？

#### 音楽 の構造

- ・旋律（ア、イ、ウ、エ）の反復（各部分の繰り返し、アやイが再び戻ってくるかたちの繰り返し）
  - ・速度の急激な変化
  - ・強弱の変化
  - ・音色（オーケストラのいろいろな楽器）
- などの表れ方や関わり合い



強さがとても変化していました。

〔共通事項〕を支えにして、児童が感じ取った曲想及びその変化を基にしながら、それらを生み出している音楽の構造に目を向けるようにする。

### 活動 1 曲想やその変化に気を付けて聴く。

- 全体を通して聴きながら、音楽の雰囲気や表情が変わったと感じたところで手を挙げる。
- 手を挙げたところは、どのように音楽の雰囲気や表情が変わったと感じたのかを発表する。

#### Point

曲の雰囲気や表情とその移り変わりを感じ取って聴くことは、曲全体を味わって聴くことにつながる。また、なぜそのように感じ取ったのかを確認することにより、音楽の構造との関わりを理解することにつながるようにしたい。

### 活動 2 旋律の繰り返しや変化が生み出す面白さに気を付けて聴く。

- ア、イ、ウ、エの主な旋律がどのように現れるのかに気を付けながら聴き、旋律の繰り返しや変化を理解する。（※指導書研究編6年p.133の五線譜例を活用してもよい。）
- 音楽に合わせて指揮のまねなどをしながら、速度や強弱、旋律の変化が生み出す曲想を感じ取って聴く。

#### Point

活動1で曲全体の曲想とその変化について感じ取ったことを生かし、活動2で主な旋律の現れ方の視点から曲全体を捉えていくことは、曲想やその変化と音楽の構造との関わりをさらに理解することにつながる。

教科書p.68の鑑賞資料「オーケストラの主な楽器」や「音楽授業支援DVD」を扱い、楽器の名称をその音色と合わせて理解する活動を取り入れるなど、鑑賞の学習では、音や音楽を伴い、聴き取り、感じ取りながら理解することを大切にしたい。

#### [ワークシート例]

- ア、イ、ウ、エのそれぞれの旋律が現れる場面で、特に変化を感じ取れた部分に○を書いてみましょう。

	ア	イ	ウ	エ	ア	イ
速さ						
強さ						

- 「ハンガリー舞曲 第5番」のききどころを紹介する文を書きましょう。（速さ、強さ、変化の3つの言葉は必ず使いましょう。）

### 活動 3 曲想の移り変わりを味わって聴く。

- グループ（クラス）で紹介文を発表し合い、友達の見つけた聴きどころに注目して聴く。

#### 発展的な扱いと今後の展開

参考曲にある、ピアノ連弾の演奏と聴き比べることで、演奏の違いによるよさを感じ取る学習へと発展させることができる。

※演奏形態の違いによる演奏のよさだけでなく、指揮者や演奏団体の違いが生み出す演奏のよさを取り上げることも考えられる。その際は、曲想の移り変わりをどのように工夫して表現しているのかに気付くような活動を設けたい。

# 3 主体的・対話的で深い学びと「鑑賞」

文部科学省のウェブサイトで公開されている「新学習指導要領（平成29年3月公示）Q&A」（p.29～30）では、「主体的・対話的で深い学び」について解説されている。その一部から「**主体的・対話的で深い学び**」と「**鑑賞**」について、5年生の「待ちぼうけ」を例に考えてみたい。

## 「主体的な学び」の実現を図るために大切なこと

- ・児童生徒が、学習の見通しをもったり、学習したことを振り返って、学んだことや自分の変容を自覚したりできるようにして、次の学びにつなげることができるように指導を工夫する。  
〈例〉主としてどの「音楽を形づくっている要素の働き」に着目して、その音楽のよさや面白さ、美しさなどを見いだしていくかなどについて見通しをもつことのできる場面を位置付ける。

## 「対話的な学び」の実現を図るために大切なこと

- ・児童生徒が、他者との対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりすることができるよう、指導を工夫する。  
〈例〉「○○と感じたのは、●●が変化しているから」などの自分の考えをもてるようにし、その考えについて他者と対話し、その内容について、実際に音楽を聴いて確認し合う場面を位置付ける。

## 「深い学び」の実現を図るために大切なこと

- ・児童生徒が、学習の過程において、音楽的な見方・考え方を働かせること<sup>\*</sup>ができるよう、指導を工夫する。

※児童生徒が自ら、音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと、自己のイメージや感情、生活や文化などに関連付けているとき、音楽的な見方・考え方が働いていると考えられる。

## 第5学年 題材5「詩と音楽を味わおう」

### ●山田耕筰の歌曲「待ちぼうけ」 p.32

本教材は、日本語の言葉の感じを生かした歌曲を楽しむことを学習目標としている。

**活動 1** 言葉の感じと旋律が一体となって曲想を生み出していることに注目しながら聴き、「待ちぼうけ」のよさや面白さ、美しさを感じ取る。  
(学習カードに記入)

活動2～4で、そのよさや面白さ、美しさは詩、曲の工夫が醸し出していることに気づき、これらの工夫について聴き深めていこうという見通しをもつ**主体的な学び**、詩、曲の工夫がどのように関わり合っているのかを話し合い、さらに「待ちぼうけ」のよさや面白さ、美しさを味わう**対話的な学び**、そしてもう一度全曲を聴き、はじめに聴いた「待ちぼうけ」と、詩、曲の工夫について考えた後に聴く「待ちぼうけ」から新たな味わいを感じ取る**深い学び**へと学習を進めていく。

### 「待ちぼうけ」学習カードの例

○きいて感じたことを自由に書いてみよう。

○作詞者、作曲者がどのような工夫をしているか調べてみよう。

作詞者の工夫

作曲者の工夫

○自分が見つけた、よさや面白さ、美しさについて、友達に紹介する文を書いてみよう。

**活動 2** 「待ちぼうけ」のよさや面白さ、美しさについて、作詞者、作曲者がどのような工夫をしているかを見つける活動を行う。(先哲との対話的な学びにつながる学習)

●**作詞者の工夫を見つけるグループ**

詩を声に出して読み、共通する言葉や、気持ちが表れている言葉などをポイントに考えていく。縦書き歌詞を拡大コピーしておくといよい。

●**作曲者の工夫を見つけるグループ**

楽譜を見たり、実際に歌ってみたりして、旋律の音の上がり下がりや繰り返しをポイントに考えていく。

**発展的な扱い**

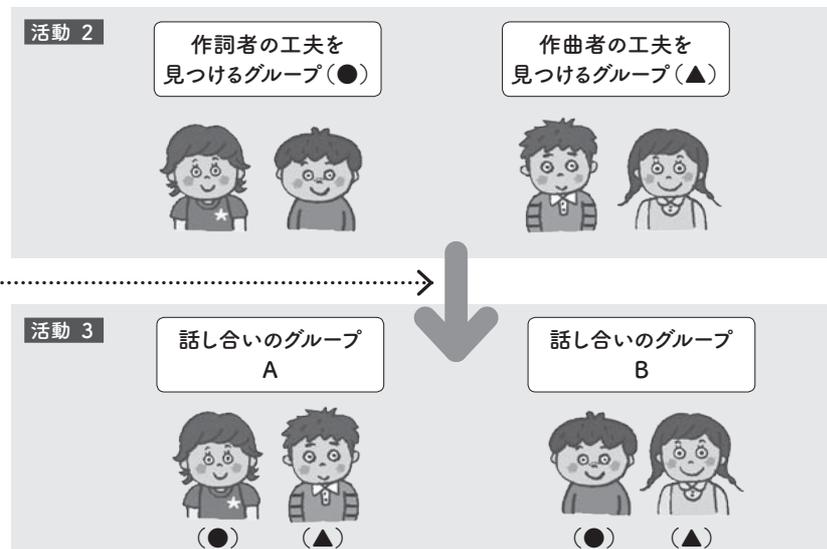
指導事項アに関連し、「演奏のよさ」を学習のねらいにする場合は、演奏者の工夫を見つけるグループも設けることが考えられる。CDを聴いたり歌い方をまねしたりしながら、気持ちを表す言葉の歌い方、曲の山の表現の工夫をポイントに考えるとよい。

**Point**

これらの活動を行う際は、音楽を何度も聴く機会を保障し、児童一人一人がしっかり聴き取ったり、感じ取ったりする学習を通して、曲想を捉えていくことが大切である。

**活動 3** 活動2で見つけた作詞者、作曲者の工夫を持ち寄って共有し、それらの関わり合いがよさや面白さ、美しさを醸し出していることを理解する。(学習カードに記入)

自分とは違う視点で見つけてきた工夫を共有することで、自分の聴き方を広げたり、深めたりする。  
(対話的な学び)



**活動 4** 作詞者、作曲者の工夫について考えながら、もう一度「待ちぼうけ」を聴き味わう。その際、活動1で学習カードに記入した内容と、活動3で記入した内容との違いを振り返ることで、曲想及びその変化と音楽の構造との関わりをより深く理解することにつながる。例えば、歌詞の「まちぼうけ～」という言葉が繰り返されている部分について、演奏者が強弱や声色などの歌い方を工夫していることに気付けば、「次はその部分に注目して聴いてみよう」という思いが生まれ、次の学習への**主体的な学び**にもつながっていく。

# 4 移行期に取り組んでおきたい「鑑賞」指導

## 1 言語活動と「鑑賞」

「現行」において、「B鑑賞」(1)ウに示されていた**言語活動の充実**に関する内容が、「新要領」では「内容の取扱い」に示されていることは、すでに述べたとおりである。

(7) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、言葉などで表す活動を取り入れ、曲想と音楽の構造との関わりについて気付いたり理解したり、曲や演奏の楽しさやよさなどを見いだしたりすることができるよう指導を工夫すること。

「新要領」 第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2

「新要領」では、育成を目指す資質・能力を各学年の目標及び内容に示すこととし、言語活動に関する内容は、資質・能力を育成する際の「配慮事項」という扱いであるが、今までのように言語活動の充実を目指していることに変わりはない。

「現行」では、「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」をバランスよく育むため、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とそれらを活用する学習活動や、その成果を踏まえた探究活動を充実させることとし、これらの学習が全て言語により行われるものであることから、言語に関する能力の育成が重視され、音楽科においても言語活動を充実させることとしていた。

「新要領」でも、言語は児童の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、言語能力は全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤として位置付けられている。音楽科については、下記のとおりである。

(1) ア 音楽によって喚起されたイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽を聴いて感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。

「新要領」 第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2

これらのことを踏まえ、移行期においては、音楽を聴いて感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感する活動を進めることが望まれる。鑑賞の活動において、感じ取ったことや想像したことなどと音楽の構造との関わりに気付いたり、理解したりすることは重要であり、さらに気付いたり理解したりしたことを友達と交流し、様々な意見を共有したあとに、その視点をもって、再度音楽を聴くことで、音楽をより味わって聴くことができるようにしていきたい。

また、日々の適切な言語表現に気を付けることも大切である。例えば「リズムが速くなった」という児童の発言があった場合、教師は「リズムが細かくなったんだね」と確かめるなどの支援が必要である。

## 2 新設された「指導計画の作成と内容の取扱い」と「鑑賞」

「新要領」では、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」において、今までよりも多くの内容が示されている。ここでは、「新要領」で新設された内容を掘り下げて、移行期にしっかり理解しておきたいことを挙げておく。

### ● 1 指導計画作成上の配慮事項

授業改善を進める

(1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。

思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習は、「現行」においても大切にされてきたことであり、今までの音楽科の学習における本質的な考え方を継承している。そのうえで、「**主体的・対話的で深い学び**」の実現に向けた**授業改善**を図るために、**思考、判断し、表現する一連の過程**を今まで以上に大切に、指導計画にしっかりと位置付けることが大切である。

指導事項の関連を図る

(2) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の(1)の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。

鑑賞の指導事項として示されている「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力であるアの事項と、「知識」に関する資質・能力であるイの事項を相互に関わらせながら、一体的に育てることが大切である。具体的には、一つの題材において、ア及びイの各事項を全て扱うように指導計画を立てる必要がある。

各領域、分野の関連を図る

(4) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)並びに「B鑑賞」の(1)の指導については、適宜、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。

各領域や分野の内容は、歌唱、器楽、音楽づくり、鑑賞と、それぞれ別に示されているが、指導計画の作成に当たっては、それらを「音

楽を特徴付けている要素」や「音楽の仕組み」などを関連付けて題材を構成するなど、表現及び鑑賞の各活動の学習が充実するよう、指導計画を工夫することが求められる。その要となるのが、〔共通事項〕である。

(3)の項目にもあるとおり、〔共通事項〕は、「表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力」であり、これを要に鑑賞と表現の関連を図った指導を進めることが大切である。その事例については、弊社発行の「移行期における音楽科の指導～音楽づくりの指導におけるポイント～」(平成30年10月発行)のp.22「〔共通事項〕で各領域や分野との関連を図る」にて、ふれている。

インクルーシブ  
教育システム※の  
構築

(7) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

通常の学級においても、障害(発達障害を含む)のある児童が在籍している可能性があることを前提に、音楽科においても一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、鑑賞の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

例えば、鑑賞の指導において、音楽の構造を視覚化した掲示物を用い、実際に音楽を聴きながら理解を図る場面などである。その際も、今は掲示物のどの部分の音楽なのかが分かるように、音楽に合わせて教師が指で示したり、情報量を減らしたり、色分けするなどして視覚的な情報を整理したりするなどの配慮が必要である。

また、さらに重要なことは、これらの配慮を継続、引き継ぐことであり、そのために個別の指導計画を作成することも忘れてはならない。

※インクルーシブ教育システムについて 中央教育審議会答申(平成28年12月21日)p.18より

障害者の権利に関する条約第24条によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

## ● 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項

コンピュータや  
教育機器の  
効果的な活用

(1)ウ 児童が様々な感覚を働かせて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。

「様々な感覚を働かせて」とは、聴覚だけでなく、視覚や体の動きなど体の様々な部分の感覚を働かせることである。例えば、オーケストラ演奏の映像を大型テレビやスクリーンなどで視聴させ、演奏者や指揮者の様子を見ながら指揮のまねをするなどして、音楽の特徴を聴き深める手立てを工夫することが考えられる。

また、音楽の構造に気付いたり、理解したりするために、音楽の一部分のみ録音したデータを準備し、必要に応じて児童が何度も聴けるようにした教材を準備することも考えられる。

ICT機器の活用にあたっては、コンピュータなどの操作そのものが目的化しないように留意する必要がある。そこで取り上げる音源や映像の資料が、ねらいとする学習内容の理解や主体的な学びにつながるよう、**どのような学習場面において、どのように用いるのか**などの見通しをもち、効果的な活用方法を工夫していきたい。

使用することが目的ではなく、あくまでも学習目標に迫る手段であることを今一度、押さえておきたい。

社会の中の  
音や音楽と  
主体的に  
関わっていく

- (1)エ 児童が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、児童や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。

音楽科の学習で学んだことやその際に行った学習活動と、学校内外における様々な音楽活動とのつながりを児童が意識できるようにするという配慮事項であり、教科目標に直接結び付くものでもある。例えば、総合的な学習の時間や特別活動などにおける諸活動において、地域の音楽ホールで音楽を鑑賞する機会がある場合は、そこで鑑賞する音楽の聴き方を授業で扱ったり、鑑賞ノートを活用したりするなどの工夫が考えられる。

また、演奏家と直接会える機会があれば、その演奏家が音楽とどのように向き合っているかなど、人と音楽との関わりについて考えるなどの経験をする機会も設けていきたい。

知的財産権の  
保護と活用

- (1)オ 表現したり鑑賞したりする多くの曲について、それらを創作した著作者がいることに気づき、学習した曲や自分たちのつくった曲を大切にする態度を養うようにするとともに、それらの著作者の創造性を尊重する意識をもてるようにすること。また、このことが、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。

これまで中学校や高等学校で取り上げられていた「知的財産権」に

関する配慮事項である。著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度と、音楽に関する知的財産の保護と活用につながる態度を育むことについて示されている。

小学校の段階では、多くの曲にはそれをつくった著作者がいることに気付くこと、学習した曲や自分たちのつくった曲を大切にしようとする事、さらに、つくった人の創造性を尊重する意識をもてるようにすることが求められている。

そのためには、例えば、鑑賞する曲の作詞者や作曲者、編曲者を確認するといった活動を適宜取り入れることが考えられる。著作者や作品の創造性を大切にしたい気持ちをもてるようにするためには、つくった人の音楽表現のよさを実感できるようにすることも大切である。(本資料p.18の事例も参照)

こうした学習の積み重ねが、中学校以降における知的財産の保護と活用についての学習につながるとともに、自分たちが暮らす生活や社会において、音楽文化が大切に受け継がれ、発展、創造していくことについて理解する素地を育成することにつながるのである。

我が国や郷土の音楽

(3) 我が国や郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを  
感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、音源や楽譜等の  
示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕  
方などの指導方法を工夫すること。

我が国や郷土の音楽の音源や楽譜等の示し方については、音楽そのものの特徴や、その音楽が歌われたり演奏されたりしているときの様子が児童によく伝わる音源を用いることや、図1のような、その音楽で用いられてきた楽譜を用いたり、音の高さや長さ、抑揚などを文字や線などで簡易的に示した楽譜を用いたりすることなどが考えられる。また、指導のねらいに応じて、適宜、映像資料を用いることも効果的である。

曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方については、例えば、我が国の音楽の鑑賞の学習においても、その音楽に親しむための窓口として、くちしょうが口唱歌を用いた表現活動を取り入れることが考えられる。

口唱歌とは、和楽器の伝承において用いられてきた学習方法で、リズムや旋律を「チン トン シャン」や「ツン テン コロリン」などの言葉に置き換えて唱えるものである。

さらに、我が国や郷土の音楽に親しむ態度の育成を図るため、児童や学校、地域の実態に応じて、地域の指導者や演奏家、保存会の方などに依頼し、彼らの実演を鑑賞するといった機会を充実させることも考えられる。

ツ	十	は	ツ	十	あ	ツ	五	み	ツ	七	き
ン			ン			ン			ン		
斗	な	ツ	九	き	ツ	四	わ	ツ	七	く	
ン		ン			ン			ン			
巾	ぎ	ツ	十	ひ	ツ	五	た	ツ	八	ら	
ロ	為	ン			ン			ン			
斗	か	ツ	斗	に	ツ	六	す	○			
ン		ン			ン			ン			
十	り	ツ	十	に	ツ	五	か	ツ	七	き	
ン		ン			ン			ン			
○		コ	十	お	コ	五	き	ツ	七	く	
ン		ロ	九		ロ	四		ン			
○		リ	八	う	リ	三	り	ツ	八	ら	
ン		ン			ン			ン			
○		○			○			○			
ン		ン			ン			ン			
		ツ	七	き	ツ	為	か	ツ	七	の	
		ン			ン			ン			
		ツ	七	く	ツ	巾	す	ツ	八	や	
		ン			ン			ン			
		ツ	八	ら	ツ	巾	み	ツ	九	ま	
		ン			ン			ン			
		○			○	ツ	巾	か	ツ	八	も
		ン			ン			ン			
		ツ	七	き	ツ	為	く	ツ	七	き	
		ン			ン			ン			
		ツ	七	く	コ	巾	も	コ	八	と	
		ン			ロ	為		ロ	七		
		ツ	八	ら	リ	斗	か	リ	六	も	
		ン			ン			ン			
		○			○			○			
		ン			ン			ン			

図1 中学生の器楽 p.29 「さくらさくら」の楽譜